

## 平成 27 年 9 月 25 日付第三者委員会調査報告書の要旨

公益財団法人日本アイスホッケー連盟第三者委員会  
委員長 弁護士 杉 山 真 一

### 第 1 第三者委員会について

#### 1 構成

委員長 杉山真一	弁護士（原後総合法律事務所）、第二東京弁護士会副会長(平成 26 年度)
委員 栗山貴行	弁護士・弁理士（栗山法律特許事務所）、日本スポーツ産業学会監事
委員 林 和彦	公認会計士・税理士（林和彦公認会計士・税理士事務所）

補 佐 橋本陽介	弁護士（原後総合法律事務所）
補 佐 石原 修	公認会計士・税理士（石原経営会計事務所）

\* 栗山委員は平成 27 年 4 月 25 日から 2 ヶ月間限定で、助成金等水増し請求の疑い案件の内部調査への助言を目的として公益財団法人日本アイスホッケー連盟(以下「日ア連」という。)と「顧問契約書」と題する委任契約を締結したが、当該契約の時期及び契約の目的から本件調査対象との利害関係なしと判断。

#### 2 設置期間

平成 27 年 7 月 27 日から同年 9 月 26 日まで

#### 3 設置に至る経緯

平成 27 年 3 月 16 日、平成 26 年度 JSC のスポーツ振興くじ助成金対象である第 3 回女子日本リーグ（以下「チャレンジリーグ」という。）の交通機関及び宿泊施設の手配を発注した近畿日本ツーリスト株式会社（以下「KNT 社」という。）の請求が、通常の宿泊費や交通費と比して高額となっているのではないかとの疑問を抱き、KNT 社に減額を要請するとともに内部調査を開始。KNT 社への発注金額は、通常の価格よりも上乗せされた金額となっているものであるとの事実が判明。さらに平成 23 年からスタートしたヤングリーグ（平成 26 年度より「J-ICE ジュニアリーグ」。以下「ヤングリーグ」に統一して称呼する。）についても、KNT 社が手配を担当しており、同様の発注処理がされ、日ア連と KNT 社との間で利益を分け合い協賛金として受け取る趣旨の合意があった形跡があることが判明した。公明正大な調査を行う観点から、平成 27 年 7 月 27 日第三者委員会に調査を委託することとした。

#### 4 調査対象事項

平成 23 年 4 月から平成 27 年 3 月の間に、日ア連が、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）より助成を受けた事業のうち、ヤングリーグについて、助成金の不正受給にあたる事実の調査、認定、評価。

調査の結果、後述のとおり公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）から助成を受けた事業についても不正受給の疑いがある事業が存在することが判明し、本報告書の対象とした。

#### 5 調査対象期間

平成 23 年 4 月から平成 27 年 3 月。

#### 6 調査の方法

ヒアリング（日ア連関係者 8 名、KNT 社）

日ア連、KNT 社等から提出を受けた書類、電子メールの調査

### 第 2 調査の結果判明した事実

主要な事実は第 3 において言及することとし、省略する。

### 第 3 第三者委員会の認定と意見

#### 1 助成金等の不正受給

遅くとも平成 23 年 9 月 16 日ころまでに、日ア連と KNT 社との間に、ヤングリーグ等の団体旅行の旅行代理店業務に対する KNT 社への支払額を、原価に KNT 社の利益分を上乗せした額とし、当該利益分の 50%相当額を KNT 社が日ア連に対し協賛金として支払う旨の合意(以下「本件合意」という。)が成立した。

本件合意に基づき、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間、毎年、利益分の 50%相当額について KNT 社より日ア連に報告があり、当該報告に基づく数字の端数を調整したうえで、協賛金の額が定められ、平成 23 年、同 24 年、及び同 25 年度分協賛金は実際に支払われたものである(KNT 社報告額及び協賛金額は、下記一覧表のとおりである)。なお、平成 26 年度分については、既に述べたとおり、日ア連は、不正の可能性があると判断から、協賛金に関する協議及び受領を見合わせた。

	KNT 社算定 日ア連分配金額	協賛金額
平成 23 年度	6,258,122 円	6,000,000 円
平成 24 年度	4,774,913 円	5,000,000 円
平成 25 年度	4,932,061 円	5,000,000 円
平成 26 年度	3,827,480 円 (平成 26 年 4 月実施分) 400,851 円	

本件合意は、KNT 社担当 K 氏と A 氏（合意当時はアジアリーグ所属、後に日ア連理事及び強化本部長に就任。）を中心として行われ、遅くとも平成 23 年 12 月頃には、B 氏（当時日ア連会長）、C 氏（当時日ア連専務理事）も知っていたと認められる。本件合意の存在及び履行は、KNT 社も認めている。

上記行為は、JSC からの助成金については、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱第 15 条 1 項(2)（交付金の申請又は実績の報告にまついて不正の事実があった場合）及び同条同項（3）（助成金を助成事業以外の用途に使用した場合）に該当し、交付の決定の取消事由に該当する。

JOC からの委託金については、強化委託事業委託契約第 9 条（善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない、仮にも委託金を他の用途へ用いてはならない）に違反し、契約の取消及び返還請求事由（同契約第 11 条 1 項 2 項）に該当する。

上記協賛金に関しては、日ア連・KNT 社間のオフィシャルサプライヤー契約書等が存在するが、当該契約書は本件合意に基づき協賛金の額が定まった後に、バックデートで作成されたものであり、上記行為の性質に影響を及ぼすものではない。

## 2 返還すべき助成金等

### (1) JSC に対し返還すべき額

合計 18,087,672 円と認められる

### (2) JOC に対し返還すべき額

合計 1,997,931 円と認められる。

## 3 私的流用の有無

助成金等の私的流用の事実は認められなかった。

## 第 4 原因の考察と改善策の提言

### 1 原因の考察

#### (1) 助成金等事業における遵法意識の欠如

助成金等が、税金等の公的資金から拠出されていることの認識が欠如し、正当な目的のためには不透明な手段であっても許容するという意識があり、遵法性意識が欠如していた。

#### (2) 遵法性確保のための体制の機能不全

本件合意は、KNT 社と当時アジアリーグ所属の A 氏との間で形成されたと認められるが、当時 A 氏は日ア連における正式の役職者ではなかった。本件合意が履行されるころには当時の会長、専務理事の知るところとなったと認められるが、本件合意の適法性・適切性についてチェックすべき理事会、監事、監査法人らは、遵法性確保のための機能を果たせなかった。

さらに、平成 25 年の会長・理事選挙を発端とした内紛により本件合意の遵法性を

再検討することなど期待できない混乱状態が続いた。

(3) 事業実施決定過程の不透明さ（財政的基盤と事業規模の不均衡）

助成金等事業は団体としての一部の自己負担が求められており、平成 23 年度以降のヤングリーグのような大規模な事業を行う以上、自己負担分をまかなえるだけの財政的基盤が必要。当時の日ア連は、その財政的基盤に照らし、過度に重い自己負担を求められる規模のヤングリーグ実施を決めたが、実施を決めた意思決定過程自体不透明で、増大した団体自己負担部分をまかなうため、安易に本件合意に依拠する結果となった。

2 改善策の提言

(1) 助成金等事業の遵法意識の周知徹底

助成金等事業の遵法意識を高めるための研修を、定期的に受けるよう義務づける。

(2) 遵法性確保のための体制整備

本件合意の成立及び実施に関与した者については、関与の度合いに応じた責任を問われるべき（直接関与しなかった理事や監事にも監視義務がある。ただし事務局長及び職員は、会長及び専務理事の指揮命令下にあり責任を問われるべきとは考えられない）。

助成金・補助金事業の発注に際し、競争入札や相見積の取得のルール化を検討。

意思決定過程の透明化を図るための抜本的改革、外部から連盟関係者以外の有識者を招聘するなど人事の刷新をすべき。平成 25 年の選挙を発端に生じた内紛と機能不全が繰り返されることがあってはならない。

(3) 財政基盤の強化と適正な事業計画の立案

中・長期的な視野から、求められる自己負担に耐えうる財政基盤の強化を図りつつ、適正な事業計画を立案していくべき。

(4) 結語

自浄能力が残っていたことには一定の評価が可能。日ア連が、本報告書を真摯に受け止め、歴史あるアイスホッケーの将来を担うナショナル・フェデレーションとして、真にふさわしい組織に再生することを期待する。

以上